



三重県議会議員

たち直人 県政レポート



発行者 三重県議会議員 館 直人
〒510-1253 三重郡菰野町潤田533番地2
TEL 059-393-1532 FAX 059-393-1039

本年度の役職と一般質問(6月会議)

あなたの「夢」「想い」「声」を県政に！

地域に密着した活動が、私の政治活動の原点です！

本年の所属委員会などの役職は！

5月17日の本会議において、本年度の県議会の新体制が決まりました。
議長は、今期・3年目から議会改革の一環として、その任期を"2年間"と定めたことから、我が会派・新政みえの三谷哲央議長(桑名市・桑名郡選出:4期)が、昨年に引き続き2年目の議長職を務めます。
副議長の任期は"1年間"であることから、今回は選挙により森本繁史議員(自民みらい、熊野市・南牟婁郡選出:3期)が、第103代副議長に選出されました。

私は、次の委員会等に所属・選任されました。

◇県土整備企業常任委員会(定数8名)委員

道路・河川等の公共土木施設の整備促進、都市計画・住宅・下水道・その他土木行政の推進や公営企業の運営などの審査調査。

◇予算決算常任委員会(定数50名)委員

予算、決算など県財政について審査調査。

◇地域主権調査特別委員会(定数13名)委員

地域主権改革についての審査調査。

◇四日市港管理組合議会(定数9名:内、県議会5名)議員

四日市港の整備や利用促進を図るとともに、適正で効率的な管理運営を行うための条例や予算などの審査調査。私は"2年間任期の議員"として、昨年に引き続き2年目。

会派では、

◇渉外局長

◇役員会委員

◇選挙対策委員長

(※会派の組織体制は、前号の「会派結成10周年特集号」を参照ください。)

これまでの所属委員会などは・・

平成 15 年	総務企画常任委員会、地方分権推進調査特別委員会 三重県都市計画審議会委員
平成 16 年	県土整備企業常任委員会、観光・文化調査特別委員会<副委員長>
平成 17 年	農水商工常任委員会<副委員長>、観光・文化調査特別委員会 都市計画審議会委員、環境審議会委員
平成 18 年	総務生活常任委員会<委員長>、地域活性化対策調査特別委員会 都市計画審議会委員
平成 19 年	県土整備企業常任委員会<副委員長>、予算決算常任委員会 地域活性化対策調査特別委員会
平成 20 年	政策総務常任委員会<委員長>、予算決算常任委員会 地域間格差対策調査特別委員会
平成 21 年	生活文化環境森林常任委員会、予算決算常任委員会 地域経済活性化対策調査特別委員会、議会運営委員会 四日市港管理組合議会議員



《議会役員選出への私の思い》 今年の議会役員選出の焦点は、前述のとおり昨年より議長が2年制となったことから、1年制の副議長ポストでした。

常任委員会や特別委員会の委員や正副委員長は、できるだけ多くの議員が経験すべきとの考えから指名推薦で選出しています。私たちの会派・新政みえには1期の議員が9名いることから、先ず1期議員の希望を優先するとともに、正副委員長ポストや2期以上の議員の配置バランスなどを調整し、各委員会への配置を決めています。ですから、私は2期目ですし役員会のメンバーということから、希望はするものの会派内の調整役となっています。しかし、たとえ自分の希望する委員会でなくても議員活動に支障はありません。正に、地域の代弁者としてみなさんの目線・立場で一生懸命に職責を果たしてまいります！

さて、副議長ポストですが、私たち新政みえは「議会改革の取り組み:開かれた議会運営の実現」の項で、"正副議長の選出は、その立候補者に所信表明の機会を付与することとし、所信表明会を公開で開催して投票による正副議長選挙を行う"とあります。これこそが県民にわかりやすい議会運

営であることから、選挙で選出すべきと主張しました。他会派は、議長が第一会派から選出されているから副議長は第二会派でという"すみ分け論"や単に役職欲しさの工口的な個人的論理に終始した発言などもあり、正に、県政や県民を無視した行動です。

殊に、第二会派は、会派代表間の会合で我が会派の考えを覆してまでの提案を了解するも、その後の自派の総会でそれを正式に報告もせず、了承すら得られない状況だったとのこと。これはまるで派閥抗争のようなもので、もらえる役職は何でもとか、来春の県議選への事前宣伝のためにはどんな役職でも、などの思いがあったとのこと、会派の総意をまとめ上げることができず、ムダな時間を費やすこととなった原因でした。

このような紆余曲折を経て、ようやく「副議長は選挙で選出する！」となったのですが、またここで、新政みえが正副議長を独占する危険性がある！などとする第二会派に他会派も加わり、副議長選挙は23票対25票で私たちは敗れました。

私たち新政みえは、結果は結果とし、三谷議長・森本副議長の新体制で、県議会が県民のために更なる躍進を果たすよう一致団結、心を込めて頑張ります。

平成22年 第1回定例会:6月会議 一般質問(6月14日)に登壇！

本会議における"一般質問"は、特段のことがない限り今回が今期最終の機会になることから、質問項目・内容等については、日頃より地域のみなさんからお寄せいただく声や想い、要望などを考えたのですが、質問時間にも制限があること。また、農政に関する質問も！と考えたのですが、現在、県農政の方向性を示そうとする「農業農村条例」の策定に向けて審査・議論中であり、今、質問することは適切ではないとの考えから、これまでの一般質問で指摘・議論・政策提言等を行ってきたものの、未だその方向性が示されていない項目について、知事や当局に対し議論を挑みました。

質問項目 ～ 県政をもっと身近に! 地域をもっと元気に!～

1. 教育とスポーツについて

- ① 子どもたちの体力向上について
 - ・現状と体力向上の取り組み
 - ・体力向上のための環境整備(校庭の芝生化)
- ② 競技スポーツの振興について

2. 社会基盤の整備と維持管理について

- ① 新道路整備戦略について
- ② 社会基盤の維持管理について
- ③ 新県立博物館の整備について

3. 生活排水対策について

- ① 生活排水対策推進本部の設置について
- ② 環境先進県としての生活排水対策の課題について

【一般質問に入る前に】 平成20年 第1回定例会:6月会議の一般質問において私が設立を提案した「三重県山岳遭難防止対策連絡協議会」が、昨年7月に設立され、諸活動が開始されたことから、その活動内容などを紹介するとともに、課題等の指摘や要望・提言を申し入れましたので、《私の思い》として報告します。



《私の思い》 近年、山岳遭難事故が多発しています。御在所岳でも遭難件数や死者数は、もう既に昨年を上回る状況で、県下の状況も同じ傾向にあります。

多発している要因として、中高年の登山者の増加や日帰り登山/バスツアーなどの気軽さが人気を集めていることも指摘され、事故発生の原因は、登山道の道迷いや転落・滑落、体調不良等が主たるものと。

そこで、これらを指摘し、山岳遭難の撲滅を図るには、県警本部や市町・消防、三重県山岳連盟をはじめとする関係機関が英知を結集し、一致団結・連携して具体的な対策等を講じる組織の設立を求めました。

この問題を所管する県教育委員会・向井教育長もその必要性を認め設立すると答弁。その後、全国の既設協議会の実態や活動等を調査するとともに、関係機関との調整・協議を重ね、翌年の平成21年7月25日に「三重県山岳遭難防止対策連絡協議会」が設立されました。

もっと身近に! もっと元気に!

本協議会の目的を"三重県内における登山やハイキング等において、遭難等の事故を未然防止し、山岳等の利用者が安全で快適な登山等の活動ができるようにする"とし、目的達成のための取り組みが積極的に行なわれています。

今後の課題は、山岳遭難発生後の捜索・救助などへの適切な対応とその体制の一層の整備。そして、統一された登山道の道標の整備など等、遭難の未然防止策の充実があると考えます。また、関係機関、殊に、民間の方々の処遇等の配慮など、多くの方々の深い理解と協力の下、目的の遂行のため関係機関の一層のご尽力を得られるよう、本協議会の事務局である県教育委員会には、一層的確で積極的な支援が必要であると感じています。

私といたしましても、本協議会の一層の発展を期待し、更なる監視・議論・政策提言等の努力を重ねてまいる覚悟です。

Q1. 教育とスポーツについて

① 子どもたちの体力向上について

・現状と体力向上の取り組み

次代を担う子どもたちは地域にとって、また、三重県にとっても、そして、日本にとっても宝物である。

また、体力は人間のあらゆる活動の源であり、健康で健全な生活を営む上でも、また、物事に取り組む意欲や気力といった精神面の充実も深くかかわっている。そして、人間の健全な発達や成長を支え、より豊かで充実した生活を送る上においても大変重要なものであると理解している。

文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの"体力・運動能力"は、昭和60年頃から現在まで、低下傾向が続いている。現在の子どもの結果を、その親の世代である30年前と比較するとほとんどの項目において子どもの世代が親の世代を下回っている。しかし、身長や体重など、子どもの体格について同様に比較すると逆に親の世代を上回っている。体格が向上しているにもかかわらず、体力・運動能力が低下していることは、身体能力の低下が深刻な状況であることを示しているといえる。

本県の状況は、平成20年度・21年度に「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が小学校5年生と中学校2年生を対象に悉皆で調査が実施された。その結果は、全国の状況と同様低下傾向にあり、また、全国との数値の比較においても全国平均を大きく下回っている。

そこで、この「全国の調査」、また、調査結果を受けて、本県の子どもたちの体力の状況をどのように分析し、今後、どのような対策をとっていこうとするのか？

【答 弁(教育長)】 《分析と課題》平成20年度から国が実施している「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を受け、本県における状況の分析を行った。その中で、本県の課題は「子どもの運動機会の拡充」、「体育科・保健体育科の授業の工夫改善」、「家庭・地域を含めた学校の体育活動の充実」などが明らかになった。全国の状況も概ね同様で、国はこれらの課題が子どもの体力向上に与える影響が大きいと指摘している。

《現在の取り組み》これらの調査結果を受けて、平成21年度から学校における子どもの運動機会の拡充に向けた取り組みについて研究校を指定し、「楽しく夢中になって体を動かす」運動プログラムの開発を行い、県内の小中学校での活用を支援している。また、教員の指導力向上を目的とした研修会・講習会等の内容を充実し、子どもたちにとって「楽しい・コツがわかる・達成感のある」といった魅力ある体育・保健体育の授業づくりに取り組んでいる。更に、本年度新たに小学校の体育活動に子どもの運動をサポートする地域の人材を6市に13名配置した。

《今後の対策》自ら運動に親しもうとする運動好きな子どもを育てることが大切であると考えている。この子どもたちがシニアになっても自分の好きな運動を続けられる状況になることが望まれる。子どもたちが運動に親しむ資質や能力を身につけられるよう、市町と連携を図りながら、体力向上に向けた学校の取り組みを支援していきたい。

《私の思い》 子どもたちの"体力低下"の原因は、保護者をはじめとする国民の意識の中で、外遊びやスポーツの重要性を学力の状況と比べ、軽視する傾向が進んだこともあるのではないのでしょうか。

子どもたちの未来が明るく活力に満ちたものにするためには、学力の向上は勿論ですが、体力の向上も不可欠であると考えます。

今後とも、県当局は市町との連携を図りながら県としての積極的な取り組み・支援を行うとともに、保護者は保護者としての責務を果たし、そして、地域社会は子どもを守り育てるとい地域住民の連帯・ふれあいを大切に、正に、次代を担う人間形成のための努力をしなければならないと思います。

私も、子どもたちの体力の向上について、地域のみなさんのご意見やご示唆をいただきながら幾度となく県当局とも議論・協議・調査をしてきましたが、今後も時代を担う子どもたちのため、子どもたちや県当局にも大きな期待を込め、一層注視しながら政策提言も含め努力する覚悟です。

Q1. 教育とスポーツについて

① 子どもたちの体力向上について

・体力向上のための環境整備(校庭の芝生化)＝ その1

体力向上にかかる「環境整備」についてであるが、体力の向上には"運動の活動時間の確保が必要！"という調査結果が出ている。安全で気軽に、

そして、快適に"運動・スポーツ"に親しむ環境を整えることが体力の向上に不可欠である。

近年、体力向上の取り組みの一つとして「校庭の芝生化」に取り組んでいる都道府県がある。校庭を芝生化することにより、単に"運動・スポーツ"の環境づくりのみならず、「環境教育」の生きた教材としても活用できるのではないか。また、平成18年に改正された「教育基本法」には、教育の目標の中に「生命を尊び、自然を大切にし、環境保全に寄与する態度を養うこと。」と新規に規定された。教育委員会は、当然のことながら法に則り教育を進めているが、身近な環境としての校内の緑化、殊に「校庭の芝生化」に取り組み、地球全体の環境を考える機会となれば大きな教育効果があるのではないか。

体力向上の取り組みの一環として「校庭の芝生化」に取り組む必要があると考え「校庭の芝生化」を提案するが、教育委員会としての所見は？

【答 弁(教育長)】 《全国・県の状況》平成21年度の国の調査結果によると、全国で校庭が「天然芝」の学校は、調査対象校の小学校は19,278校のうち748校(3.9%)で、中学校9,321校のうち313校(3.4%)であり、ほとんどの学校が「土や砂」の校庭となっている。

本県においては、調査対象校の小学校は381校、中学校164校のうち、小学校2校が「天然芝」の校庭である。本年度においては、新たに2市の小学校で芝生化が行なわれるとのこと。

《体力向上の有効性》国の調査結果では、体力テストとの相関関係において、「天然芝」の学校は「土や砂」の学校と比べ、体力合計点で高い傾向がみられたとの報告がされている。また、運動に親しむ環境づくりとして校庭の芝生化は有効なものと考えている。

《今後について》今後、天然芝が体力向上に果たす有効性や維持管理の課題等について、県内の市町や他の都道府県の状況を把握するなど調査研究を行う。

《私の思い》 私は「校内の緑化」や「校庭の芝生化」について調査をしたところ、全国では既に取り組んでいる都府県(東京都・大阪府・兵庫県・佐賀県・鳥取県など)があります。

本県では、鈴鹿市の幼稚園と小学校、桑名市・亀山市の小学校、松阪市の幼稚園は、既に校庭が芝生化されています。

ただ、校庭を天然芝で芝生化するには、校庭を使用しながら行わなければならないことから、半面を運動場として、半面を養生させながら芝生にということとなります。また、育成・養生・管理等を行うには、第1に水を大量に散水しなければならないという水道料金の問題。第2に芝刈りをはじめとする維持管理の方法・手段という問題が発生します。水道料金は行政での負担となりますが、維持管理について、学校は当然のことではありますが、この作業・仕事を地域のみなさんにご協力をお願いしてはと考える。そうすれば、それこそ地域と密着した学校に、また、地域社会に育てられる生徒・児童、学校となります。もっと詳細にわたる研究・工夫は必要ですが、全校的にまた県内での芝生化率は未だ少ないから、というだけで先送りしてはならないと思います。芝生化の有効性が認められているのですから、芝生化に向けた協議・調査・取り組みを願っているところです。

この秋、亀山市の小学校では、初めて芝生化された校庭・グラウンドで運動会が開催されるとのこと。私は、子どもたちの笑顔や地域のみなさんの感想・意見などをお伺いするため、お邪魔してきます！

Q1. 教育とスポーツについて

① 子どもたちの体力向上について

・体力向上のための環境整備(校庭の芝生化)＝ その2

校庭の芝生化に取り組んでいる都府県(東京都・大阪府・兵庫県・佐賀県・鳥取県など)の主管部局を調べてみると、教育委員会はその諸効果の検証や研究などを行っているものの、東京都では環境局が、大阪府は環境農林水産部が、兵庫県は県土整備部が、佐賀県はくらし環境本部がこの校庭の芝生化の主管部局となっている。この状況を見てみると、正に、地球温暖化防止や砂塵防止など、地球環境という大きな観点から環境に関する部局が主体的に取り組んでいることがわかった。

そこで、本県においても、市レベルで小学校や幼稚園の校庭の芝生化に取り組んでいる事例がある。このように地球環境という大きな視野に立って、環境森林部が主体的に旗振り役となり、教育委員会などの関係部局とも連携して、すなわち、県庁全体としての横断的な取り組みとして「県内の緑化推進」、特に、「県内の各学校の緑化」、「校庭の芝生化」に向け、前向きに取り組んでは、と考えるが、所見は？

【答 弁(環境森林部長)】 三重県では環境方針に基づいて、単にオフィス活動だけでなく、あらゆる行政活動の遂行課程において、環境負荷の低減や環境創造の推進を図ることとしている。

こうした環境方針の趣旨を踏まえ、各部局においてそれぞれの施策に取り組むこととなっているので、学校の校庭の芝生化についても、所管する教育委員会において検討していただきたいと考えている。

《私の思い》 残念。これが環境行政を所管し、環境先進県を標榜する三重県の担当部長の答弁か！ 自分の部が定めた環境方針を楯に、各部局でどうぞ、とは…。ならば環境森林部は何を担当し所管する部なのか。情けない答弁にさみしさや恥ずかしさを感じないのか、と私は猛省とその姿勢を追求しました。

環境先進県を標榜する三重県だからこそ！この「学校の校庭の芝生化」については教育委員会だけではなく、環境森林部の考えも、との思い・考えは迷惑のご様子。これに負けず、私は今後もこの問題を追及していきます！提案した「環境教育」の一環としての「校庭の芝生化」について、是非ともその実現に向けて調査・研究を進め、三重の子どもたちが、そして、多くの県民が環境を身近に肌で感じ取れるよう、また、緑あふれる場所に地域の人々が集い、健康で活力のある地域づくりにもつながることに大きな期待をするのは私だけでないと思います。

Q1. 教育とスポーツについて
② 競技スポーツの振興について

スポーツは、人間の心身両面の健全な発達に必要な不可欠なものであり、人生を豊かにし、また、充実したものとするとともに、明るく・豊かで活力に満ちた社会の形成に極めて大きな意義を持つ世界共通の文化の一つである。特に、競技スポーツは、人間の可能性を追求し、自らの能力と技術の限界に挑むため、競技者のひたむきな姿やその成果は多くの人々に夢と感動を与えるとともに、スポーツへの興味や関心を喚起し、健全で活力のある社会の形成になくってはならないものである。

また、国際大会となれば言語や生活環境の違いを越え、同一ルールの下で頂点を目指すため、国境を越え世界の人々との相互理解を持って国際的な友好と親善を深められるなど大きな意義を持っている。

さて、本県の「競技スポーツ」の現状であるが、女子レスリングの「吉田沙保里選手」や女子マラソンの「野口みずき選手」をはじめとして、世界の舞台で活躍する選手も多くおられ、これらの選手のみなさんは、正に、本県の誇れる「アスリート」である。このような「アスリート」を擁する本県であっても、国民の総合体育大会である「国民体育大会」においては、昨年度の総合成績は44位、一昨年度が40位と低迷している現状にある。この「国体」だけの成績で本県の競技力をはかれるものでないことは十分に理解しているが、現在、国内において唯一、総合成績・総合順位を明確に映し出せるものは「国体」以外にない。

平成25年には、本県において「全国中学校体育大会」が開催され、近々、本県で行われる競技種目が決定されるとのこと。また、平成30年には「全国高等学校総合体育大会」いわゆる「インターハイ」が東海ブロックの4県（愛知県・岐阜県・静岡県・三重県）で開催され、現在「東海高等学校体育連盟」において、各県の開催競技種目の調整・検討が行われている。

前回の質問でも申し上げましたが、東海ブロックでの開催ではあるが、本県は「当番県」ということから、最低でも17～18競技の開催が求められており、そのための努力を強く望むところである。

その後、平成33年か36年には、本県において2巡目の「国民体育大会」の開催順となる。「国体」を開催するとなれば、早期から（今からでも）計画的に多くの準備が必要である。正に、今後これら全国級の大規模大会・イベントの開催に向けての諸準備を行わなくてはならない。

ここで不可欠な取り組む姿勢・スタンスはというと、「どのようなことでもそうであるように、受け身でやらされるのではなく、積極的に誘致を行い、一丸となって取り組むことが大会の成功は勿論のこと、県民に夢と感動、勇気や元気を与えるなど、大きな成果が得られる！」と確信する。

そこで、教育委員会では、本年10年先を見据えた5年の計画の「次期三重県教育振興ビジョン」の策定、また、それと平行して「第7次三重県スポーツ振興計画」の策定にも取り組んでいるところであるが、これらの計画の中に、これまで申し上げた事柄や今後開催が予定されている大規模なスポーツ大会について具体的に課題を記し、また、具体的な行動計画も記すべきと考えるが、どのように考えているのか？

【答 弁（教育長）】 《現在の取り組み》 スポーツは、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充足や楽しさ、喜びをもたらす。また、体力の向上や精神的ストレスの発散など、心身の両面にわたる健康の維持増進に有効なものである。

県では、「第6次三重県スポーツ振興計画（H19～H22）」を策定し、スポーツ振興施策に取り組んでいるところ。具体的には、4つの柱として「学校体育・スポーツの充実」、「地域における生涯スポーツの推進」、「競技スポーツの充実」、「スポーツ振興の基盤の充実」を位置付けている。

この計画は、今年度が最終年度となることから、昨年度より三重県スポーツ振興審査会において、その取り組み状況などの検証を行なっている。

《今後の取り組み》 次期計画については、平成23年度からの4ヵ年の計画となる。今後、全国高等学校総合体育大会や国民体育大会等の大規模大会の開催も予想されることから、これらについても視野に入れ、本県のスポーツ振興について検討することが必要と考えている。

また、現在、策定を進めている「次期三重県教育振興ビジョン（仮称）」においても、スポーツの振興について整合を図る必要があると考えている。

《私の思い》 質問の中では、競技スポーツの向上について、県としての取り組み姿勢とその具体的な手法を質問（答弁内容は、前回（平成21年3月）と同趣旨のため省略します。）しました。また、競技施設整備に関しては、①平成19年第1回定例会で、全会一致で採択された「新たな「みえ武道館」建設を求める請願」の処理経過について、②津市さんが計画されている「新総合屋内スポーツ施設」との連携や市への支援などについて、③三重県体育協会さんの「スポーツ振興計画」の実現に向けての県としての考えや支援について、④昭和63年に策定された「三重県営スポーツ施設

整備方針」の位置付けと問題点や見直しなどについて、なども議論しました。

これらを実現するにも、「次期三重県教育振興ビジョン（仮称）」や「第7次三重県スポーツ振興計画」に、それぞれの課題・問題・方針・手法等が具体的に明記されなければ実現はないと考えています。

時代は、大きく変わってきています。しかし、また、不易の部分もたくさんあります。人を愛する心や思いやる心、助け合う心など等、スポーツ活動を通じて将来に向けて育んでいくことが、県民に夢と希望と感動と勇気を与えることになると確信しています。

目先の現象をよく捉え、将来を見据えたダイナミックで持続可能な羅針盤の計画を策定し、明るい三重の未来づくりに向けての積極的な取り組みを行ない実現するよう、引き続き監視・評価・政策提言を行ってまいります。

Q2. 社会基盤整備と維持管理について
① 新道路整備戦略について

県の「インフラ整備」については、道路や河川、海岸などの公共土木施設の整備が順次進められ、県民ニーズやその整備方針に可能な限り対応しながら県民の「安全・安心」に寄与していると認識している。

そこで、「新道路整備戦略」の見直しについてであるが、平成10年度に「道路整備10箇年戦略」を策定・公表し、平成15年度には今後15年間の実施計画の「新道路整備戦略」を策定・公表された。

その平成15年度に策定した「新道路整備戦略」も、既に7年が経過している。また、本計画について平成19年度からその見直しに着手したが、国の動向等によりその作業が中断されている。

そのような中での整備戦略の進捗は、重点整備箇所を中心に整備を進め、一定の戦略の進捗は得られているものの、現在（今年度）はまだまだ多く残っている現行計画の継続事業を実施しているものと推察している。

そこで、5点について伺います。

その1つは、平成15年度の「新道路整備戦略」も策定から7年が経過したが県管理道路の整備計画に対する進捗状況はどうか？

2点目は、その「新道路整備戦略」の見直し作業は中断となっているが、特に、今年度の整備に支障はないのか？ また、課題はどうか？

3点目は、橋梁等の老朽化が進んでいると聞き及んでいるが、正に、安全・安心の観点からもこれらへの対応が急務あると考えるが、どのように考えているのか？ また、そのことにより新たな「新道路整備戦略」への影響は？

4点目は、財政的には極めて厳しい状況の中にあるが、県民の生活を支える重要な社会基盤としての道路整備をいかにして進めようとするのか？

最後に、以上の状況を踏まえ、「新道路整備戦略」の見直しを具体的にどのように進めるのか？

【答 弁（県土整備部長）】 《県管理道路の整備の進捗について》 県管理道路の整備については、平成15年度から平成29年度までの15年間を計画期間とする新道路整備戦略に基づき進めており、平成21年度までの進捗は、前期5年間で82箇所の完成予定に対し、7年間で84箇所が完成し、一定の成果が得られた。（継続箇所115箇所、未着手44箇所）

《中断による道路整備への影響について》 今年度においては、現在継続中の115箇所において引き続き事業を実施しており、今のところ見直し作業の中断による影響は出ていない。

《橋梁の老朽化対策の戦略への影響と道路整備の進め方について》 高度経済成長時代に建設した橋梁等が更新の時期を迎え、安全・安心の確保の観点から今年度予算においても長寿命化に向けた修繕や更新に要する費用を重点的に確保しており、今後も道路整備予算が影響を受けるものと考えている。また、県管理道路整備の予算は年々減少しており、平成22年度は戦略策定時に想定していた270億円を大きく下回り179億円となっていることから、限られた予算の中で当戦略に記載された目標を計画期間内に達成することは非常に困難であり、方針の転換が必要と考えている。

《新道路整備戦略の見直しについて》 道路特定財源の一般財源化、社会資本整備総合交付金制度の創設などの動きの中、国の政策方針が明らかになるまで、作業を見合わせてきた。しかし、このような厳しい財政状況の中、県民の道路整備に対するニーズは依然高く、まだまだ遅れている幹線道路の整備に加え、県管理道路においても当戦略の重要整備箇所における未着手箇所44箇所やそれ以外の着手検討箇所65箇所の他、多数の要望が寄せられている。そのため、幹線道路の整備に加え、大規模な新設・改築だけでなく計画的な更新や修繕による既存施設の有効な活用方策、更に早期の効果発現により多くの県民ニーズに応えられるようなきめ細かな方策も含め検討する必要がある。

今後は、国の動向を見極め、県民・市町などの意見も伺いながら見直し作業を進め、今年度中に見直しを終えたい。

《私の思い》 現在の道路整備は、神宮式年遷宮を契機とした広域的な交流・連携の促進を図る、として整備が行われています。これは新名神高速道路や北勢バイパスなどの直轄国道とともに、これらの道路にアクセスする県管理道路の整備推進も図るということです。しかし、北勢地域のみなさんからは、南の道路整備は進んでいるが北勢地域の道路整備が進んでいないとの声があるのも事実です。見直しにあたっては、殊に、地域産業や生活を支える道路、災害時に機能する緊急輸送路などを確保するためにも、地域の道路ネットワークの形成を示す「新道路整備戦略」の真剣な見直しと策定を行います。

Q2. 社会基盤整備と維持管理について

② 社会基盤の維持管理について

社会基盤整備の推進により、県が管理すべき「土木構造物等」は年々増加している。また、過去に整備してきた「土木構造物等」の老朽化が一層進み、このことも大きな課題・問題である。例えば、道路における橋梁は、20年後には65%もの橋梁が建設後50年以上となる。海岸堤防も、50年前の伊勢湾台風の直後に整備されたものがほとんどである。

そこで、公共事業予算は極めて厳しい状況にあり、今後も公共事業の見直し等が行われていく中でその予算確保も不透明な状況にある。しかし、これまで行ってきた維持管理を取り止めその頻度や程度を落とすことは、県民の理解を得ることは出来ずあってはならないことである。効率的で的確な安全・安心の要といえる維持管理について、県として具体的にどのような取り組みを行うのか、その方向性や基本的な考え方は？

【答 弁(県土整備部長)】《現況》三重県では、公共土木施設として4,023橋の橋梁や220kmの海岸施設など、維持管理していくべき非常に多くの施設がある。県民の安全・安心を確保するためには、引き続き現状の管理水準を維持する必要があると考えており、これらの施設について状況を把握するべく順次点検を行っている。

《長期的な対応》この点検結果に基づき、緊急性、施設の重要性などとともに、今ある施設を長持ちさせ、長期的なコストの縮減を図る観点から優先付けを行ったうえで修繕することも重要である。

例えば、道路の舗装修繕では、交通量や路面の劣化の程度を判断基準とした「三重県道路舗装維持管理基本計画」を平成19年度に策定し、翌年度から本計画に基づいて計画的な修繕を行っている。

また、橋梁では、15m以上の橋梁について「長寿命化修繕計画」を今年度中に策定し、修繕を実施していくこととしている。

《今後の対応》県民の安全・安心や利便性を確保するため、このような取り組みを他の施設にも順次拡大し、大規模な修繕や更新に至る前の損傷が軽微な段階で対策を講じる「予防保全的管理」への転換を図ります。

このような考えのもと、今ある施設を有効活用し、長期的なコスト縮減を目指した維持管理に取り組んでいきたいと考えている。

《私の思い》 橋については「橋梁長寿命化修繕計画」の策定の確約の答弁を引き出すことができました。しかし、県民・地域のみならず、正に、安全・安心を実感いただくには、海岸堤防をはじめとする他の社会基盤についても県としてその維持管理や施設整備の方向性を示さなければなりません。今後ともこれらの問題・課題を注視し、説明責任を果たすことのできるよう努力します。

Q2. 社会基盤整備と維持管理について

③ 新県立博物館の整備について

新県立博物館の建設予算の承認にあたっては、3点わたる附帯決議が付された。この新県立博物館建設事業が、「文化力立県を象徴する事業」との位置付けからも、また、附帯決議があることから、通常の土木工事やありき通りの施設整備であってはならない。

そこで、施設の建設工事を担当する県土整備部は、新県立博物館の建設発注にあたっての基本的な考え方は？

【答 弁(県土整備理事)】《文化力の具現化について》新県立博物館建設については、平成26年度の開館に向け、現在、発注の準備を進めている。

県土整備部としては、博物館という建築物を通じて三重県の文化力を具現化する使命を担っていると認識している。

設計においては、既に終えているが、三重の独自性を感じる外装デザインとするとともに、内部仕上げについても県内の伝統工芸品のデザインパターンをモチーフ化するなどにより、三重県の文化を建築物からも発信できるよう、設計での配慮を行っている。施工時における文化力の具現化についても、周辺の住環境に配慮した仮囲いのデザイン画や駐車場の植栽等に地域のみなさんの参画を検討している。更には、県産木材の使用に努め、材料の面からも三重県の優れた木材資源をPRすることとしている。

《県内企業の育成について》新県立博物館は近年にない規模と内容の建築工事案件であることから、秋を目途としている発注にあたっては、品質及び工程管理に支障のない範囲でできる限り県内企業が受注できる機会を増やすよう努める。

《具体的な発注方法について》具体的には、本体工事は、従来、建築工事、電気設備工事、機械設備工事に分離して発注してきたが、今回については、機械設備工事を空調設備工事と給排水設備工事に分けることとし、更に、外構工事についても本体工事から分離し、舗装工事、造園工事等に分けることとしている。こうした発注により、新県立博物館が、県内企業の技術力を結集したものとなることを願っている。

《私の思い》 附帯決議とは、①新博物館の意義、整備の必要性などについて県民に周知し、十分な理解を得るとともに、多様な手段を通じて得られた県民の意見、提案を尊重し、運営等に生かすこと。②県総合文化センターとの相乗効果により周辺一体が本県の文化交流ゾーンとして機能を十分に発揮すること。③本県の文化的象徴としてふさわしく、県民が愛着を持てる博物館となるよう県産材を積極的に使用すること。の3点です。本施設の整備について、県民に理解を得られる努力は不十分です。引き続き、県民の目線・立場に立ったスタンスで監視・評価・提言を行っていきます。

Q3. 生活排水対策について

① 生活排水対策推進本部の設置について

「生活排水対策推進本部」が本年度設置された。江畑副知事を本部長に、社会情勢の変化や建設コスト・維持管理コスト等を検証し、市町と協議により「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを進め、より効率的かつ効果的な手法等によって生活排水対策事業を推進とされた。また、国の「ひも付き補助金の廃止」や「一括交付金」など、事業制度の見直しへの対応の必要ということも明記されている。

そこで、基本的な事項について、①巨額の事業費と膨大な時間をかける下水道の問題。②下水道事業会計への一般会計からの繰り出し金(税の公平性という問題と汚水は受益者負担、雨水は公費で賄うことが原則)の問題。③管路施設の老朽化に伴う維持管理費(下水道普及率100%でも、下水道事業は永久事業)の問題。④始まったら今さら止まらない公共事業・下水道事業。⑤下水道区域は基本的に市町が設定するもの。などが指摘できると考える。

正に、貴重な県民の血税がムダになることのないよう、地域の実情に応じた見直しが行われるよう、市町に積極的に働きかけるその姿勢等が、本推進本部に求められていると考えるが、ご所見は？

【答 弁(江畑副知事)】 生活排水処理施設整備をより効率的・効果的に推進するとともに、補助金の一括交付金化などの国の動向に対応するため、本年4月に「生活排水対策推進本部」を設置した。

この推進本部においては、関係各部の連携を密に、建設・維持管理コストを勘案し、地域の実情に応じた総合的な整備が推進されるよう、市町と協働し、「生活排水処理アクションプログラム」の見直しを行うとともに、県民しあわせプラン次期戦略計画等への反映も図り、より一層の整備率向上を目指して取り組んでいく。

Q3. 生活排水対策について

② 環境先進県としての生活排水対策の課題について

まず、合併処理浄化槽の設置の補助制度についてであるが、設置補助金を受けるには、法定検査・保守点検・清掃のそれぞれの契約書の写しを添付して申請し、書類審査により補助金が交付・支出されることとなる。しかし、その後、適正な維持管理が行われているかの追跡調査はなされていないのではないか。京都府では「浄化槽指導員」を設置し、適切な維持管理が行われているかを確認しているとのことである。このことについてどのように対応しようとしているのか？

次に、平成12年に「単独浄化槽」は廃止され、「合併処理浄化槽」を設置しなければならなくなった。しかし、県内には、未だ単独浄化槽が10万基以上設置されている。当然、排水の水質に大きな問題があり、このまま放置することは許されないと考えるが、環境先進県として、単独浄化槽の一掃の取り組みや単独浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えの推進をどのようにして行おうとしているのか、その方策は？

【答 弁(環境森林部長)】《維持管理状況の把握》 補助事業によって設置された浄化槽の維持管理状況については、設置2年後に市町から報告を受けている。しかし、その後の維持管理の実施状況については把握していない。

これまでに、補助事業により設置された浄化槽は7万数千基に及んでおり、この調査を実施するためには、市町の事務負担が伴うことから市町と協議し、その方策を検討する。

《単独浄化槽転換の対策》 単独浄化槽から合併浄化槽への転換は、生活排水による汚濁負荷の低減のため、一層促進を図る必要があることから、効果的な浄化槽整備に係る補助制度のあり方について平成20年度から市町と協議を行っています。

単独浄化槽からの転換が促進される制度となるよう、引き続き市町と協議しながら検討を進めたいと考えている。

《私の思い》 これまでも、生活排水対策(下水道は県土整備部、合併処理浄化槽は環境森林部、農業集落排水事業は農水商工部)が、それぞれの部が所管して整備を行うことの問題や課題を指摘し、横断的な体制での取り組みを提起し続けてきており、今回「同推進本部」の設置は、評価すべきことと考えています。しかし、質問でも指摘した事柄など等、多くの課題や問題があります。正に、生活環境の整備向上のため、一層の努力をする覚悟です。

いどばだ座談会

みなさんの「夢」「想い」「声」を直接お伺いし、また、話し合いを重ねながら、みなさんとともに、安全で安心な住みよい元気な地域づくりのため、気軽に語り合える場としたいと考えています。少人数での開催も大歓迎です。どうぞ、お気軽にお声かけください。なお、開催いただくお宅・会場や日時などにつきましては、ご相談いただき調整をお願いします。

お気軽にご連絡ください。